

## 【論点Ⅳ（２）】現在価値への割引の要否

## 検討事項

我が国の会計基準では、退職給付に係る会計基準や資産除却債務に関する会計基準において負債を現在価値に割引く規定が個別に設けられているが、引当金の現在価値への割引の要否に関する包括的な規定は存在しない。これに対して、IAS第37号改訂公開草案(ED)においては、第38項において「将来のキャッシュ・フローの予測を含む見積方法を使用して非金融負債を測定する場合、時間的価値や負債に特有のリスクに関する現時点での市場の評価を反映した、税引き前の割引率を用いる。」と定められている。我が国に引当金全般を取り扱う会計基準を設定する場合に、国際的なコンバージェンスの観点から、引当金の測定における現在価値への割引をどのように取り扱うのかを検討する。

## 現行の会計基準における取扱い

論点Ⅲ（１）で既に説明したように、我が国における引当金計上の基本的な考え方は、企業会計原則注解 18（以下「注解 18」という。）に定められており、そこでは、「合理的に見積られた金額」の「当期の負担に属する金額」と規定されているのみであり、「合理的に見積られた」「当期の負担に属する金額」に現在価値への割引が求められるのかは明らかでない。

## 現行 IAS37 における取扱い

## 現在価値

45. 貨幣の時間的価値の影響が重要な場合には、引当金額は債務の決済に必要と見込まれる支出の現在価値としなければならない。
46. 貨幣には時間的価値があるため、貸借対照表日直後に現金支出が発生する引当金は、同額の現金支出が後日に発生する引当金よりも企業にとって不利である。したがって、時間的価値の影響が重要である場合は、引当金は割り引かれる。
47. 割引率は、貨幣の時間的価値の現在の市場評価とその負債に特有なリスクを反映した税引前割引率でなければならない。割引率は、将来のキャッシュ・フローの見積りの中で修正されているリスクを反映してはならない。

現行 IAS37 では、貨幣の時間価値の影響が重要な場合にのみ現在価値への割引が求められる。使用される割引率には貨幣の時間価値以外に、その負債に特有のリスクを税引き前で反映させることが定められているが、当該リスクが将来のキャッシュ・フローの見積りの中で調整されている場合には、割引率には反映させない。

## IAS 第 37 号改訂 ED における取扱い

## 現在価値

38. 将来のキャッシュ・フローの予測を含む見積り方法を使用して非金融負債を測定する場合、時間的価値や負債に特有のリスクに関する現時点での市場の評価を反映した、税引き前の割引率を用いる。将来のキャッシュ・フローが既にリスク調整済みの場合には、割引率にリスクを反映させない。
39. 貨幣には時間的価値があるため、貸借対照表日直後にキャッシュ・アウト・フローの発生が見込まれる場合には、同額のキャッシュ・アウト・フローが後日に発生する場合よりも不利である。それゆえに、キャッシュ・フローは割引かれる。
40. 企業がリスクと不確実性を、キャッシュ・フローの見積りによってではなく、割引率の調整により反映させた場合には、その割引率は原則として、リスク・フリー・レートより低くなる。

IAS 第 37 号改訂 ED では、貨幣の時間価値の影響が重要な場合に限らず、非金融負債を将来キャッシュ・フローの予測を含む見積り方法を使用して評価する場合に現在価値への割引計算を行う。負債に特有のリスクに関する現時点での市場の評価を割引率に反映させるか否かに関しては、キャッシュ・フローの見積りに反映させる方法と割引率の調整によって反映させる方法の両方を認めている。2009 年 4 月の IASB Board 会議資料 AP8A の Appendix においてもスタッフから次のように提案されている。

## 8A – Appendix

## 現在価値

AG23 リスクの調整には次の方法が含まれる。

- (a) キャッシュ・フローの調整
- (b) 期待キャッシュ・フローを現在価値に調整する際に用いる割引率の調整
- (c) キャッシュ・フローの期待現在価値を計算した後の、そのように計算された金額に対するリスク調整の加算

どの方法が最も適切であるかはリスクの性質と見積り将来キャッシュ・フローのパターンによる。仮に負債のリスク調整が割引率の調整に含まれる場合には、調整された割引率は通常はリスク・フリー・レートよりも低くなる。

再測定に関しては、貸借対照表日の状況に基づいて、将来キャッシュ・フローの見積り、リスク、割引率などを当初認識時と同じ方法で再測定することとしている（Para.44）。その結論の背景は以下のとおり。

### IAS 第 37 号改訂 ED

#### 結論の背景

#### 割引率

BC83 当審議会は、IFRIC 第 1 号「廃棄、原状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動」の発行前は、IAS 第 37 号が当初認識時および当初認識後の測定時の両方において期末日の割引率を用いることを要求しているか否かについてある程度の混乱が実務上生じていたことを認識している。したがって、当審議会は、本基準書草案において、割引計算を行う際に用いる割引率は各貸借対照表日現在の期末日の割引率であることを明確にすることとした。当審議会は、この決定が負債の当初認識後の測定に関して、SFAS 第 143 号および SFAS 第 146 号の規定と異なることを認識している。しかしながら、当審議会は、貸借対照表日現在の割引率の使用がより表現として忠実であり IAS 第 37 号の現行の規定とも整合的であると考えている。

### 米国基準における取り扱い（SFAS143 資産除却債務）

米国基準において負債の現在価値による評価については FASB 概念書 No.7 において概念上の整理がなされているほかは、SFAS143（資産除却債務）などの個別の会計基準において定められている<sup>1</sup>。

SFAS 143 は、割引率は信用リスクを調整したリスク・フリー・レートを用いると定めている（Para 9）。これは、企業の信用力は割引率とキャッシュ・フローの見積りのいずれかに反映させればよいが、多くの場合、信用リスクを割引率に反映させる方が実務的と考えられるからである（A21）。この考え方は FASB 概念書 7 にも整合的である（FASB 概念書 7 Para.82）。なお、その他のリスクはキャッシュ・フローの見積もりにおいて反映する。（A20）

SFAS143 では、負債の事後測定に関して、見積キャッシュ・フローの上方修正は修正時の信用

<sup>1</sup> FASB 概念書 7 では、会計における現在価値の唯一の目的は公正価値の見積もりであると述べられている（Para 25）。企業の信用力は、通常、金利に反映されるが、その一方で、企業の信用力が期待キャッシュ・フローの計算に入れられることが有効となりうる状況も紹介されている（Para 82）。さらに、信用リスクを負債の当初認識（及び事後の再測定）に反映させることの当否に関して両方の主張を紹介し、当初認識（及び事後測定）において市場に存在する価格以外の要素を反映させることの合理性が見いだせないと結論している（Para 85）。

## 審議事項（４）— 2

リスクを調整したリスク・フリー・レートを用い、下方修正の場合には当初認識時の割引率を用いると定めている（Para 15）。キャッシュ・フローの見積りが変更された場合に、どのように測定することが適切であるかは、そのキャッシュ・フローの見積りの変更事由によるところであり、たとえば、既存の負債に関しては当初認識時の割引率を使い、新しい負債に関してはその時の割引率を使うことも考えられるが、その場合でも、既存の負債と新しい負債を厳密に区別することが困難であることから、実務的な理由により、上方修正は修正時の信用リスクを調整したリスク・フリー・レートを用い、下方修正の場合には当初認識時の割引率を用いることとしたと結論の背景に記載されている（B54）。

### ASBJのこれまでの見解

IAS 第 37 号改訂 ED に対する ASBJ のコメントは以下のとおりである。

#### 【参考：ASBJ コメント】

##### (2) 期待値の属性

また、今回の公開草案は、非金融負債の会計処理基準を包括的に定めたものとなっているが、非金融負債の多くは、事業投資に関連しており、当該負債を自己が引き受けることが事業の一環になっているものと考えられる。本公開草案で定められた非金融負債の測定方法は、以下の点で経済実態を適切にあらわすことができないものとする。

- ① 見積りによる測定を行う際に将来キャッシュ・フローを割引く時の割引率を、毎貸借対照表日ごとの割引率としていること
  - ② 非金融負債は、貸借対照表日における債務の決済若しくは移転のために支払う合理的な金額をもって測定値とし、市場におけるエビデンスが利用できる場合があると規定していること
- ①に関しては、負債に関する金利変動による現在価値の変動を認識することは、その負債が金融投資活動の一環である場合を除き、目的適合性がないものとする。

非金融負債の場合、金利変動があっても将来のキャッシュ・フローの予想に変化がなく、途中で負債の決済が行われない場合が多いと考えられるため、将来キャッシュ・アウトフローの割引に際し用いる割引率は、当初認識時の割引率で固定する（満期保有投資に償却原価法を適用するのと同様の考え方により、このような負債は償却原価法により測定する）のが妥当と考える。

ASBJ は、事業投資に関しては途中で負債の決済が行われない場合が多いと考え、負債に関する金利変動による現在価値の変動を認識することは財務報告の目的に適合しないとの立場である。よって、事後測定における割引率は当初認識時の割引率で固定する考えである。

## 今後の検討の方向性

## 1. 負債の現在価値への割引に関する一般原則を設けることの要否

国際財務報告基準ではIAS37において非金融負債の現在価値への割引に関して包括的な規定を設けている。米国基準にはIAS37に相当する基準はないが、FASB 概念書7において概念上の整理がされている。

→ 日本で引当金に関する会計基準を開発する場合には、コンバージェンスの観点から、現在価値への割引に関する一般原則を定めることが考えられる。

## 2. どのような場合に現在価値に割り引くか

現行IAS37では、貨幣の時間価値の影響が大きい場合に限定しているが、IAS37号改定EDでは「将来のキャッシュ・フローの予測を含む見積方法を使用して非金融負債を測定する場合、（中略）割引率を用いる」と定められている。

→ 割引率の使用は現在価値計算に欠くべからざる要素として貨幣の時間価値が大きい場合に限定しないことが考えられる。

## 3. 割引率に負債特有のリスクを反映させるか否か

負債特有のリスクのうち、どの部分を将来キャッシュ・フローの見積りに反映させ、どの部分を割引率に反映させるかに関して、現行のIAS37及びIAS37号改定EDではいずれかに反映させると定められている。米国基準（SFAS143）ではリスク・フリー・レートに企業の信用力を反映するほうが実務的であるとされている。一方、日本の資産除却債務会計基準ではリスク・フリー・レートを用いるとされており（6項(2)）、また、将来キャッシュ・フローの見積りは自己の支出見積りによるため、自己の信用リスクは将来キャッシュ・フローの見積りに影響を与えないと考えられている<sup>2</sup>。

→ 割引率に関しては、(1)IAS37改定EDのように将来キャッシュ・フローと割引率のいずれかに反映させることとする方法、(2)米国基準のように信用リスクのみを割引率に反映

<sup>2</sup> 日本の資産除却債務においてリスク・フリー・レートを用いる考え方の主な理由として次の3点が掲げられている。

- ① 退職給付債務の算定においても無リスクの割引率が使用されていること
- ② 同一の内容の債務について信用リスクの高い企業の方が高い割引率を用いることにより負債計上額が少なくなるという結果は、財務状態を適切に示さないと考えられること
- ③ 資産除却債務の性格上、自らの債務不履行の可能性を前提とする会計処理は、適当ではないと考えられること

## 審議事項（４）— 2

させ、他のリスクは将来キャッシュ・フローの見積りに反映させる方法、又は、(3)日本の資産除却債務会計基準のようにリスク・フリー・レートを用いる方法が考えられる。

### 4. 事後測定において使用する割引率

IAS37号改定EDでは、金融負債の評価を貸借対照表日現在で検討し、その時の状況を反映するように修正することが要求されており、その時に用いる割引率は各貸借対照表日現在の期末日の割引率である。米国基準（SFAS143）では、キャッシュ・フローの見積りは每期見直されるが、割引率に関しては、実務上の理由から、上方修正は修正時の信用リスクを調整したリスク・フリー・レートを用い、下方修正の場合には当初認識時の割引率を用いる。日本の資産除却債務会計基準では、割引前に将来キャッシュ・フローに重要な変更が生じた場合には、SFAS143と同様、上方修正に関してはその時点の割引率を適用し、下方修正に関しては当該負債計上時の割引率を適用する<sup>3</sup>。

→ 事後測定に関しては、IFRSとのコンバージェンスの観点から、各貸借対照表日時点でその時の状況を反映するように修正することが考えられる。一方で、非金融負債に関しては途中で負債の決済が行われることが通常ではないことなどの理由から、当初認識時の割引率に固定することも考えられる。

以上

---

<sup>3</sup> 資産除却会計基準10項、11項、49項、53項